

## 公立大学法人前橋工科大学で使用する電気に関する仕様書

### 1 概要

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 件名     | 公立大学法人前橋工科大学で使用する電気                         |
| (2) 需要場所   | 群馬県前橋市上佐鳥町460番地1                            |
| (3) 業種及び用途 | 大学(学校)                                      |
| (4) 契約期間   | 令和3年4月1日0時(午前0時)から<br>令和5年3月31日24時(午後12時)まで |

### 2 電力に関する仕様

#### (1) 共有電気方法等

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| 1 共有電気方式     | 交流3相3線式                  |
| 2 共有電圧(標準電圧) | 6,000ボルト                 |
| 3 計量電圧(標準電圧) | 6,000ボルト                 |
| 4 標準周波数      | 50ヘルツ                    |
| 5 供給方式       | 1回線受電                    |
| 6 自家用発電設備    | 非常用自家発電設備100キロボルトアンペア 1台 |
| 7 蓄熱槽        | 無                        |

#### (2) 契約予定電力及び予想使用電力等

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| 1 契約予定電力   | 950キロワット (現在の契約:950キロワット) |
| 2 契約種別     | 業務用電力                     |
| 3 予想使用電力量  | 別紙のとおり                    |
| 4 使用電力実績   | 別紙のとおり                    |
| 5 現在の供給事業者 | 東京電力パワーグリッド株式会社           |

#### (3) 電力量等の検針

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| 1 自動検針装置   | 有                  |
| 2 電力会社検針方法 | 遠隔自動検針             |
| 3 計量器の構成   | 電力需給用複合器(通信機能付精密級) |

#### (4) 保安上の責任分界点等

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 需給地点        | 本学の施設した第1号柱上の東京電力株式会社の架空<br>引込線と本学の開閉器電源側接続点 |
| 2 電気工作物の財産分界点 | 上記需給地点と同じ                                    |
| 3 保安上の責任分界点   | 上記需給地点と同じ                                    |

### 3 その他仕様

#### (1) 検針

毎月定められた日（協議の上、検針基準日を設ける。なお、公告日時点の検針日は毎月15日）に検針を行い、実績に基づき請求を行うこと。

#### (2) 支払い

請求に基づき、請求月の翌月末までに口座振替により支払う。

#### (3) データ提供

毎月の電気使用量、最大需要電力及び請求金額について、請求時に csv 形式で大学にデータを提供すること。（専用 web サイトからのダウンロード、メールによる送付等の手段は問わない）

#### (4) 契約超過

大学の責めとなる理由により、大学が契約電力をこえて電気を使用した場合、大学は、契約超過電力（最大需要電力から契約電力を差し引いた値）に基本料金単価を乗じてえた金額を力率100パーセントにより割引したものの1.5倍に相当する金額を上限として、超過金を支払う。

契約超過後の契約電力の変更については双方協議の上行うこととし、基本料金単価及び従量料金単価は、契約時の金額を継続することとする。

### 4 その他注意事項

(1) 力率は、自動力率調整装置を設置しているため、契約期間中は100パーセントを保持する。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与える負荷設備は特に有していない。

(3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整および仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(4) 料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

オ 消費税額および地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

- (5) 契約を締結した後において、経済状況及び発電費用等の変動により契約単価が不相当となった場合は、双方協議の上契約単価を変更することができる。ただし、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件の変更の場合には、上記標準供給条件に規定する単価の増減率を超えないこととする。
- (6) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般電気事業者と調整することとする。
- (7) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当方が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこととする。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定することとする。
- (9) 本業務の契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正による消費税額等の変動が生じた場合は、契約を何ら変更することなく、委託金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

## 予想使用電力量

月	契約電力 (kW/h)	予想電力量 (kWh)	内訳	
			夏季	その他季
4月	950	166,651		166,651
5月	950	121,543		121,543
6月	950	142,277		142,277
7月	950	194,542	194,542	
8月	950	262,070	262,070	
9月	950	283,762	283,762	
10月	950	187,913		187,913
11月	950	190,344		190,344
12月	950	227,011		227,011
1月	950	236,170		236,170
2月	950	268,560		268,560
3月	950	170,275		170,275
<b>合計</b>		2,451,118	740,374	1,710,744

※4月～11月の予想使用電力量は、令和2年度の実績としています。

※12月～3月の予想は、過年度実績等から試算しています。

※夏季とは、毎年7月1日から9月30日までの期間とし、それ以外の期間を、その他季としています。

※7月と10月の使用期間について、実績においては、夏季・その他季が混在していますが、

入札価格算定上は、予定使用電力量の区分に従い、7月の使用電力量をすべて夏季、

10月の使用電力量をすべてその他季として算定してください。

## 使用電力実績

年度	月	契約電力 (kW/h)	使用電力量 (kWh)	内訳		最大需要電力 (kW)	力率 (%)
				夏季	その他季		
平成30年度	4月	950	148,171		148,171	473	100
	5月	950	165,686		165,686	461	100
	6月	950	225,434		225,434	583	100
	7月	950	267,886	138,740	129,146	869	100
	8月	950	321,197	321,197		962(※2)	100
	9月	950	230,522	230,522		686	100
	10月	950	202,990	102,730	100,260	571	100
	11月	950	198,175		198,175	482	100
	12月	950	228,506		228,506	691	100
	1月	950	258,226		258,226	785	100
	2月	950	303,454		303,454	749	100
	3月	950	192,353		192,353	576	100
令和元年度	4月	950	184,230		184,230	674	100
	5月	950	152,275		152,275	410	100
	6月	950	212,988		212,988	655	100
	7月	950	206,885	110,339	96,546	598	100
	8月	950	291,998	291,998		962(※2)	100
	9月	950	211,099	211,099		694	100
	10月	950	208,018	110,943	97,075	578	100
	11月	950	177,682		177,682	418	100
	12月	950	227,011		227,011	710	100
	1月	950	236,170		236,170	720	100
	2月	950	268,560		268,560	754	100
	3月	950	170,275		170,275	523	100
令和2年度	4月	950	166,651			463	100
	5月	950	121,543			281	100
	6月	950	142,277			478	100
	7月	950	194,542	103,756	90,786	725	100
	8月	950	262,070	262,070		929	100
	9月	950	283,762	283,762		943	100
	10月	950	187,913	100,220	87,693	581	100
	11月	950	190,344		190,344	456	100

     期間中における最大需要電力の最大値

※1:平成30年2月1日から950kWh

※2:一時的な超過であることから、契約電力増の予定はなし